

(別紙)

吉野ヶ里町移住支援金の交付申請に関する誓約書

吉野ヶ里町長

様

- 1 佐賀県及び吉野ヶ里町から、吉野ヶ里町移住支援金（以下「移住支援金」という。）に係る報告及び立入調査について求められた場合は、それに応じます。
- 2 吉野ヶ里町から求められた場合は、移住、定住の促進及び地域活性化に寄与するため、アンケート、広報その他移住、定住の促進に関する取組へ協力します。
- 3 以下の場合には、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）第5-1-(2)、吉野ヶ里町補助金等交付規則第18条及び吉野ヶ里町移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
- (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額
- (2) 移住支援金に係る報告及び立入調査に応じない場合：全額
- (3) 移住支援金の申請日から3年未満に吉野ヶ里町から転出した場合：全額
- (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に吉野ヶ里町から転出した場合：半額
- (起業の場合のみ)
- (5) 県実施要領に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- (就業の場合のみ)
- (6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

年 月 日

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

(氏名は自署してください。)